

2020年3月23日

共同利用研究施設
利用者各位

共同利用研究施設

科研費に係る経費請求振替手続きについて

共同利用研究施設の機器使用時に発生する試薬や消耗品等の経費について振替手続きを見直し、学内予算に加えて、科学研究費助成事業（科研費）が2020年4月から利用できるようになります。

科研費を利用する場合は、当該研究課題の研究に使用された経費等について、機器利用後の使用記録にもとづき、研究者に請求し、「振替承認書（科研費）」を提出していただくことで経費振替処理を行うことができます。なお、当該研究課題と支出経費の関連性に関する記録（実験ノート等）については、研究者ご自身で管理して頂きますようお願いいたします。

つきましては、2020年4月1日使用より（3か月ごとに請求 4月から6月分は、7月1日以降に請求）下記フローの通り、経費振替手続きを改めます。科研費を利用する場合は、事前に使用記録への記入による自己申告となります。使用後の経費の変更、追加等については、使用記録の再確認、集計等に時間を要することから対応できない場合があることについて、ご理解の程よろしくお願いいたします。なお、年度末の請求につきましては、処理の都合上2月末を締切（1月から2月分）とさせていただきます。3月分の科研費の利用ができませんので、ご注意ください。

科研費以外の公的研究費については、予め研究協力課（内線6164）にお問い合わせください。公的研究費につきましては研究協力課、施設の利用については共同利用研究施設（内線6791）へお問い合わせください。

